

住みよいまちづくりにアドバイスを



市政モニター 消費生活モニターになってみませんか

市の行政は、住民みなさんの声を広く吸収し、反映させなければなりません。

市政モニター、消費生活モニター制度も市民の声を吸収する窓口のひとつです。

モニターの仕事は、建設的な意見や、要望を寄せていただき、行政にアドバイスしていただくものです。

日頃、市政に関心をもっている人の登場をお待ちしています。

市政モニターはこんなことをしています

市政を知っていただくために、まず公共施設見学をし意見交換をしながら勉強しました。

1年に4～5回開催していますモニター会議では、日常生活にかかわりの深い福祉や、子どもの教育、環境衛生などについて話し合いました。

このほか日頃気がついたことがあれば、そのつどモニター通信で寄せていただいています。

市政モニター応募要項

■応募資格

- ・昭和55年1月1日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人。
- ・市政や地域開発などに深い関心を持ち、市の発展に熱意をもっている人。
- ・市の行政委員、公務員は応募できません。
- ・市政モニター経験者は原則として応募できません。但し、応募者の年齢、性別、職業、地域などを考慮して応募を認めることがあります。

■募集人員

各階層、地域から25人。

■募集期間

昭和55年2月15日から3月15日まで。

■委嘱期間

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで。

■応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、富士市永田61-1 市企画調整部広報広聴課（☎51-0123 内線 528）へ申し込んでください。



消費生活モニターの1年

野菜や魚類の価格などの調査をするため、実際に商店で買物をする買い取り調査と、品目を決めて店頭で並んでいる商品を見て歩く見取り調査をしています。

毎年開かれている消費者展へ参加し、消費者組織をつくっていく役割の一担もはたしています。

また他市と交流会を行い勉強会も実施しています。

消費生活モニター応募要項

■応募資格

- ・市政や消費生活に深い関心を持ち、積極的に勉強してみたい人。
- ・市内に住んでいる家庭の主婦で、日常の買い物を直接行っている人。
- ・生活必需品の販売に関係していない人。

■募集人員

各地域、年代から60人。

■募集期間

昭和55年2月15日から3月15日まで。

■委嘱期間

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで。

■応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、世帯主名、本人と世帯主の職業、家族構成を記入し、富士市永田61-1 市経済部商工課へ申し込んでください。